○千葉県道路公社資金管理事務処理要綱

（平成10年3月24日制定）

改定　平成12年４月１日　平成20年４月１日　平成27年４月１日　令和３年４月１日
平成13年４月１日　平成23年４月１日　平成29年４月３日　令和３年４月27日
平成14年４月１日　平成25年４月１日　平成30年４月２日　令和４年４月１日
平成17年４月21日　平成26年４月１日　令和２年４月１日　令和７年４月１日

（目的）

第１条　この要綱は、千葉県道路公社会計規程（以下「会計規程」という。）第14条の規定による道路料金収入金等の資金管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（管理方針）

第２条　総務部長は、事業年度当初に資金管理基本方針を策定し、千葉県道路公社資金管理委員会（以下「管理委員会」という。）の議を経て、理事長の承認を受けなければならない。

（管理委員会）

第３条　管理委員会は、資金管理について審議し、その結果を理事長に報告する。

２　管理委員会の構成は、次のとおりとする。

(1)　委 員 長　　理　　事
(2)　副委員長　　総務部長
(3)　委　　員　　道路部長、総務部次長
(4)　事務局長　　総務経理課長
(5)　事 務 局　　総務経理課

３　管理委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

（金融商品）

第４条　総務部長は、資金管理にあたって各号に掲げる金融商品の中から預金期間等を勘案し、最も確実安全かつ有利な金融商品を選定し、管理委員会に諮り、その議を経て理事長が決定する。

(1)　国債、地方債
(2)　外貨預金
(3)　譲渡性預金
(4)　自由金利型定期預金（大口定期預金）
(5)　普通預金（決済性預金）
(6)　当座預金（決済性預金）

（金融機関）

第５条　資金管理は、次の各号の金融機関とする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(1)　地方道路公社法第31条第１項第１号に定める金融商品を取り扱う金融機関

(2)　借入金と相殺できる金融機関

（事務処理）

第６条　総務部長は、資金管理を管理委員会に諮るため、公社の収支状況等を勘案し、第４条に規定する金融商品を示し、利率等の調査を行うものとする。

２　総務部長は、金融機関の調査結果及び公社の預金状況を勘案し安全な金融機関を選定し、管理委員会に提出する。

３　総務部長は、管理委員会の議を経て、理事長が決定した事項を金融機関に通知し、その後の預金事務を行う。

（預金証書の保管）

第７条　総務部長は、預金契約及び債券の取得により金融機関より証券等が提出されたときは、条件等の必要事項を確認のうえ、当該証書及び債券を保管または金融機関に保護預かりにするものとする。

（報告）

第８条　総務部長は、資金管理の状況について、必要に応じ管理委員会及び理事長に報告するものとする。

（管理状況の整理）

第９条　総務部長は、会計規程に規定する帳簿のほか、資金管理に必要な帳簿等を備え、管理の都度整理するものとする。

附　則

この要綱は、平成10年３月24日制定し、同日から施行する。

附　則

この要綱は、平成12年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成13年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成14年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成17年４月21日から施行する。

附　則

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成29年４月３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年４月２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月27日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。